

● 本資料中の法令、告示等の略称は次のとおりである。

障害者総合支援法……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法施行規則……障害者総合支援法施行規則

障害者虐待防止法……障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

土砂災害防止法……土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

【条例】

施設条例……新潟市条例第81号 新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

事業条例……新潟市条例第80号 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【基準省令】

相談省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

計画省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

児相談省令…児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

省令第79号…社会福祉法人会計基準

【解釈通知】

施設解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

事業解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

相談解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

計画解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

児相談解釈…児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

【報酬告示等】

平18厚労告523……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告124……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告125……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告126……児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

平18留意事項通知1031001……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

平24留意事項通知0330……児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

【通知等】

平18厚労告538……平成18年9月29日付け厚生労働省告示第538号「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」

健発第0222002号……平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長ほか4局長連名通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

福第1435号……平成17年12月16日付け福第1435号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について（通知）」

消防庁告示第9号……平成16年5月31日付け消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」

障発第1020001号……平成17年10月20日障発第1020001号厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」

障発第0130001号……平成19年1月30日障発第0130001号厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知「居宅介護従業者養成研修等について」

社援第1352号……平成12年6月7日社援第1352号厚生省社会・援護局長 他 通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

障第515号……平成18年8月28日付け障第515号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について」

障第1016号……平成24年9月11日付け障第1016号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

新障第769号……平成27年7月2日付け新障第769号新潟市障がい福祉課長通知「施設入所者（児）等の事故防止について（通知）」

障第855号……平成26年8月25日付け障第855号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

障障発0908第1号……平成27年9月8日付け障障発0908第1号厚労省社会援護局障害福祉課長通知「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」

障障発0330第1号……平成28年3月30日付け障障発0330第1号厚労省社会援護局障害福祉課長通知

「就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について」

社援発1002001号……平成18年10月2日社援発1002001号厚労省社会援護局長通知「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」

障発第1206002号……平成18年12月6日付け障発1206002号厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

衛食第85号別添……平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

衛食第201号……平成9年6月30日付け衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」
社施第38号……昭和62年3月9日社施第38号社会局長・児童家庭局長通知「保護施設等における調理業務の委託について」
社援基発0307001号……平成20年3月7日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」
虐待防止の手引……平成30年6月11日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」の一部改訂について」
平18福第1983号……平成18年3月31日福第1983号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて」
障障発0310第1号……平成28年3月10日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「居宅介護（家事援助）の適切な実施について」

指定障害福祉サービス事業等事前提出資料

■計画相談支援、障害児相談支援

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
(共通部分)					
第1 運営に関する基準					
1 内容及び手続きの説明及び同意	ア 支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用者の障害の特性に配慮し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者から同意を得ているか。	A・B・C		事業条例第10条 事業解釈第三の3(1)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活(日中)
	イ 指定障害福祉サービス事業の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規程に基づき、当該利用者の障害の特性に配慮し、下記事項を記載した書面を交付しているか。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護等の内容 ③ 当該指定障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定障害福祉サービスの提供開始年月日 ⑤ 指定障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口	A・B・C		事業条例第201条の17 事業解釈第十五の5(3) 施設条例第11条 施設解釈第三の3(1) 相談省令第5条 相談解釈第二の2(1) 計画省令第5条 計画解釈第二の2(1) 児相談省令第5条 児相談解釈第二の2(1)	共同生活(外部) 支援施設 地域移行、地域定着 計画相談 障害児相談
2 受給者証 ※回答項目 短期入所・共同生活援助 イ 上記以外 ア 相談系は回答不要	ア 指定障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に契約支給量及び受給者証記載事項を記載しているか。	A・B・C		事業条例第11条 事業解釈第三の3(2)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活
	イ 入所又は退所に際して、事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要事項を受給者証に記載しているか。	A・B・C		事業条例第54条 事業解釈第四の3(1) 事業条例第104条 事業解釈第六の4(2) 事業条例第198条の3 事業解釈第十五の3(2) 施設条例第12条 施設解釈第三の3(2)	療養介護 短期入所 共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部) 支援施設

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
3 提供拒否の禁止	<p>指定障害福祉サービス事業者等は、正当な理由がなく指定障害福祉サービス等の提供を拒んでいないか。</p> <p>(正当な理由)</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地（入所、入院等する障害者支援施設等）が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合(支援施設除く)</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービス等を提供することが困難な場合</p> <p>④ 入院治療が必要な場合</p>	A・B・C		<p>事業条例第12条 事業解釈第三の3(3)</p> <p>施設条例第13条 施設解釈第三の3(3)</p> <p>相談省令7条 相談解釈第二の2(3)</p> <p>計画省令7条 計画解釈第二の2(3)</p> <p>児相談省令7条 児相談解釈第二の2(3)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>
4 サービス提供困難時の対応 ※療養介護、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)除く	<p>指定障害福祉サービス事業者等は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	A・B・C		<p>事業条例第14条 事業解釈第三の3(5)</p> <p>施設条例第15条 施設解釈第三の3(5)</p> <p>相談省令9条 相談解釈第二の2(5)</p> <p>計画省令8条 計画解釈第二の2(4)</p> <p>児相談省令8条 児相談解釈第二の2(4)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
5 サービス提供の記録 ※回答項目 療養介護、共同生活、 共同生活（日中） イウ 共同生活(外部) イエ 上記以外 アウ ※計画相談、障害児相 談は回答不要	ア 指定障害福祉サービス等を提供した際には、サービス提供の都度、提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、その他利用者へ伝達すべき必要事項を記録しているか。	A・B・C		事業条例第20条 事業解釈第三の3(9) (生活訓練は事業解釈 第九の3(1))	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動 援護、生活介護、短期入所、機能訓 練、生活訓練、就労移行、就労A型、 就労B型、就労定着、自立生活
	イ 指定療養介護等を提供した際は、当該指定療養介護等の提供日、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項を記録しているか。	A・B・C		事業条例第55条 事業解釈四の3(2)	療養介護、共同生活、共同生活（日 中）、共同生活(外部)
	ウ 上記ア又はイの記録について、利用者の確認を得ているか。	A・B・C		事業条例第201条の18	共同生活(外部)
	エ 受託居宅介護サービス事業者が介護サービスを提供した場合、提供した日時、時 間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。	A・B・C		施設条例第21条 施設解釈第三の3(11) 相談省令第15条 相談解釈第二の2(9)	支援施設 地域移行、地域定着
6 利用者に求めるこ とができる金額の 範囲等	ア 利用者に求める金銭は、用途が利用者の便益を向上させるものであり、支払を求め ることが適当なものに限っているか。	A・B・C	別表4(2)	事業条例第21条 事業解釈第三の3(10) 施設条例第22条 施設解釈第三の3(12) 相談省令第16条 相談解釈第二の2(10)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動 援護、療養介護、生活介護、短期入 所、機能訓練、生活訓練、就労移行、 就労A型、就労B型、就労定着、自立 生活、共同生活、共同生活（日中）、 共同生活(外部)
	イ 上記の支払を求める場合は、書面によって理由を明らかにし、利用者の同意を得て いるか。	A・B・C			

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
7 利用者負担額等の受領 ※回答項目 ・訪問系 就労定着 自立生活 アイウサン ・療養介護 アイエサン ・生活介護 アイオサン ・短期入所 アイカサン ・機能訓練、生活 訓練、就労移行支 援、就労A型、就 労B型 アイキサン ・宿泊型自立訓練 アイクサン ・共同生活、共同 生活（日中）、共 同生活（外部） アイケサン ・支援施設 アイコサン ・相談支援 計画相談支援 障害児相談支援 イウサン	ア 指定障害福祉サービスを提供した場合は、利用者から利用者負担額の支払いを受けているか。 イ 法定代理受領を行わない場合、利用者負担額その他、指定障害福祉サービス費用等基準額の支払いを受けているか。 ウ 利用者の選定により、事業の実施地域以外の地域において、サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。 エ 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用の支払を受けているか。 ① 日用品費 ② 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの オ 上記ア及びイの支払のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 創作的活動に係る材料費 ③ 日用品費 ④ 日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるもの カ 上記ア及びイの支払のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 光熱水費 ③ 日用品費 ④ 日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるもの キ 上記ア及びイの支払のほか、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、B型のいずれかにおいて提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 日用品費 ③ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 ク 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 光熱水費 ③ 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 日用品費 ⑤ 上記のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	別表4(2)	事業条例第22条 事業解釈第三の3(1) 事業条例第56条 事業解釈第四の3(3) 事業条例第84条 事業解釈第五の3(1) 事業条例第105条 事業解釈第六の4(3) 事業条例第146条 事業解釈第八の3(1) 事業条例第157条 事業解釈第九の3(2) 事業条例第198条の4 事業解釈第十五の3(3) 施設条例第23条 施設解釈第三の3(13) 相談省令第17条 相談解釈第二の2(11) 計画省令第12条 計画解釈第二の2(8) 児相談省令第12条 児相談解釈第二の2(8) 障発第1206002号	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動 援護、就労定着、自立生活 療養介護 生活介護 短期入所 機能訓練、就労移行、就労A型、就労 B型 生活訓練 共同生活、共同生活（日中）、共同生 活（外部） 支援施設 地域移行、地域定着 計画相談 障害児相談

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
	<p>ケ 上記ア及びイの支払のほか、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。</p> <p>① 食材料費 ② 家賃 ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ 日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>コ 上記ア及びイの支払いのほか、指定障害者支援施設において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払いを受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用及び光熱水費 ② 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ③ 被服費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>サ 上記アからコの費用の支払を受けた場合は、利用者に対して領収書を交付しているか。</p> <p>シ 上記ウからコのサービス内容及び費用について利用者に説明し、同意を得ているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>			
8 介護給付費又は訓練等給付費の額に掛かる通知等	<p>ア 法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費等の額を通知しているか。</p> <p>イ 法定代理受領を行わない指定居宅介護等の費用の支払いを受けたとき、サービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>事業条例第24条 事業解釈第三の3(13)</p> <p>事業条例第58条 事業解釈第四の3(5)</p> <p>施設条例第25条 施設解釈第三の3(15)</p> <p>相談省令第18条 相談解釈第二の2(12)</p> <p>計画省令第14条 計画解釈第二の2(10)</p> <p>児相談省令第14条 児相談解釈第二の2(10)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p> <p>療養介護</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
<p>9 衛生管理等</p> <p>※回答項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系 就労定着 自立生活 相談支援 計画相談支援 障害児相談支援 アウエ <p>・上記以外の事業</p> <p>イウエオ</p>	<p>ア 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>イ 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>ウ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>エ 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>オ 感染症又は食中毒が疑われる状況が発生した場合、下記の報告基準に該当する以前の段階でも、市へ速やかに一報を入れ、相談、助言又は指導を求めているか。</p> <p>① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>③ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>事業条例第35条 事業解釈第三の3(24)</p> <p>事業条例73条 事業解釈第四の3(20)</p> <p>事業条例92条 事業解釈第五の3(9)</p> <p>施設条例第50条 施設解釈第三の3(40)</p> <p>相談省令第30条 相談解釈第二の2(25)</p> <p>計画省令第22条 計画解釈第二の2(19)</p> <p>児相談省令第22条 児相談解釈第二の2(19)</p> <p>健発第0222002号 福第1435号</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活</p> <p>療養介護</p> <p>生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行支援、地域定着支援</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>
<p>10 掲示</p> <p>※必要項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系 療養介護 就労定着 自立生活 ア <p>・支援施設</p> <p>アイウ</p> <p>・相談支援</p> <p>計画相談支援</p> <p>障害児相談支援</p> <p>アエ</p> <p>・その他</p> <p>アイ</p>	<p>事業所の見やすい場所に以下の事項を掲示しているか。</p> <p>ア 運営規程の概要(少なくとも規程に定めるべき項目は盛り込むこと。要約可。)</p> <p>従業者の勤務の体制</p> <p>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>イ 協力医療機関</p> <p>ウ 協力歯科医療機関</p> <p>エ 基本相談支援及び地域移行支援(計画相談支援、障害児相談支援)の実施状況</p> <p>指定地域移行支援従事者(相談支援専門員)の有する資格</p> <p>経験年数</p> <p>※事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くことも可能。</p>	<p>A・B・C</p>		<p>事業条例第36条 事業解釈第三の3(25)</p> <p>事業条例第74条 事業解釈第四の3(21)</p> <p>事業条例第94条 事業解釈第五の3(11)</p> <p>施設条例第52条 施設解釈第三の3(42)</p> <p>相談省令第31条 相談解釈第二の2(26)</p> <p>計画省令第23条 計画解釈第二の2(20)</p> <p>児相談省令第23条 児相談解釈第二の2(20)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活</p> <p>療養介護</p> <p>生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
11 秘密保持等	ア 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	A・B・C		事業条例第37条 事業解釈第三の3(27)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)
	イ 事業所又は施設は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	A・B・C		施設条例第54条 施設解釈第三の3(44)	支援施設
	ウ 他の事業者又は施設に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	A・B・C		相談省令第32条 相談解釈第二の2(27)	地域移行、地域定着
				計画省令第24条 計画解釈第二の2(21)	計画相談
				児相談省令第24条 児相談解釈第二の2(21)	障害児相談
12 苦情解決	苦情受付及び解決の取り組みについて		別表5	事業条例第40条 事業解釈第三の3(29) 社援第1352号	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)
	ア 苦情解決の仕組みを設けているか。 (苦情解決の仕組み) ① 苦情受付担当者(窓口職員等) ② 苦情解決責任者(施設長等) ③ 第三者委員(福祉関係者、有識者、法人監事、法人評議員等)	A・B・C			
	イ 苦情解決の要領(マニュアル)を定めているか。	A・B・C			
	ウ 苦情解決の仕組みを利用者に知らせているか。 (周知の方法例) ① 事業所窓口への掲示 ② 広報誌への掲載 ③ 利用契約締結時の説明と書面交付	A・B・C			
	エ 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	A・B・C			
	オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。	A・B・C			
				施設条例57条 施設解釈第三の3(46)	支援施設
				相談省令第35条 相談解釈第二の2(29)	地域移行、地域定着
				計画省令第27条 計画解釈第二の2(23)	計画相談
				児相談省令第27条 児相談解釈第二の2(23)	障害児相談

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
13 事故発生時等の対応	<p>ア 事故防止マニュアルの作成、事故防止を目的とした職員研修を実施しているか。</p> <p>イ 利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>ウ 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。</p> <p>エ 利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>オ サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合など、速やかに医療機関（療養介護は他の医療機関）に連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 （地域移行支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外）</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表5	<p>事業条例第41条 事業解釈第三の3(30)</p> <p>施設条例第59条 施設解釈第三の3(48)</p> <p>相談省令第36条 相談解釈第二の2(30)</p> <p>計画省令第28条 計画解釈第二の2(24)</p> <p>児相談省令第28条 児相談解釈第二の2(24)</p> <p>障第515号、障第1016号、新障第769号、障第855号</p> <p>事業条例第66条 事業解釈第四の3(13)</p> <p>施設条例第41条 施設解釈第三の2(31)</p> <p>相談省令第44条 相談解釈第三の2(4) (上記以外)</p> <p>事業条例第29条 事業解釈第三の3(17)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p> <p>全て</p> <p>療養介護</p> <p>支援施設</p> <p>地域定着</p> <p>上記以外</p>
14 勤務体制の確保等	<p>ア 指定福祉サービス事業者等は、利用者に対して適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定事業所等ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>イ 指定福祉サービス事業者等は、指定事業所ごとに、当該事業所等の従業者による指定障害福祉サービスを提供しているか。 ※ 一部の事業については、条件付で第三者への業務委託等を行うことを認めている。</p> <p>ウ 指定福祉サービス事業者等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表3	<p>事業条例第34条 事業解釈第三の3(22)</p> <p>事業条例第70条 事業解釈第四の3(17)</p> <p>事業条例第200条 事業解釈第十五の3(8)</p> <p>施設条例第47条 施設解釈第三の3(36)</p> <p>相談省令第28条 相談解釈第二の2(22)</p> <p>計画省令第20条 計画解釈第二の2(16)</p> <p>児相談省令第20条 児相談解釈第二の2(16)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型</p> <p>共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
<p>15 定員の遵守</p> <p>※回答項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型 ア ・療養介護 イ ・短期入所 ウ ・支援施設 エ <p>日中サービスを実施している場合はア</p> <p>短期入所を実施している場合はウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部） オ <p>※訪問・相談系、就労定着、自立生活は回答不要</p> <p>※アからオは、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでは無い。</p>	<p>ア 指定障害福祉サービス事業者は、利用定員を超えてサービス提供を行っていないか。</p> <p>(1) 1日当たりの利用者の数</p> <p>① 利用定員50人以下の事業所の場合 利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員51人以上の事業所 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に75を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。 定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	A・B・C	別表6	<p>事業条例第71条 事業解釈第五の3(12)③</p> <p>事業条例第71条 事業解釈第四の3(18)</p> <p>事業条例第109条 事業解釈第六の4(7)</p> <p>施設条例第48条 施設解釈第三の3(38)</p>	<p>生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型</p> <p>療養介護</p> <p>短期入所</p> <p>支援施設</p>
	<p>イ 療養介護事業者は、利用定員を超えてサービス提供を行っていないか。</p> <p>(1) 1日当たりの利用者の数</p> <p>① 利用定員50人以下の事業所の場合 利用定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員51人以上の事業所 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p>	A・B・C		<p>事業条例第200条の3 事業解釈第十五の3(10)</p>	<p>共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p>
	<p>ウ 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。</p> <p>(1) 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(2) 空床利用型事業所 当該施設の利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(3) 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p>	A・B・C			
	<p>エ 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。</p> <p>(1) 1日当たりの利用者の数</p> <p>① 利用定員50人以下の指定障害者支援施設の場合 1日当たりの利用者の数に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員51人以上の指定障害者支援施設の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p>	A・B・C			
	<p>オ 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。</p>	A・B・C			

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
16 非常災害対策 ※訪問・相談系、就労定着、自立生活は回答不要	ア 防災設備等の整備・点検について		別表5		
	(1) 消防法その他法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。	A・B・C		事業条例第72条 事業解釈第四の3(19)	療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)
	(2) 専門業者による定期的な点検を行っているか。 ※点検対象 消防法施行令別表第1(六)に記載の防火対象物 支援施設、短期入所、共同生活、共同生活(外部)、 生活介護、自立訓練、就労移行、就労A型、就労B型 点検時期等 機器点検(外観確認及び簡易な操作確認)…6月 総合点検(全設備の動作点検、機能確認)…1年 結果報告 管轄する消防署へ提出…1年に1回	A・B・C		施設条例第49条 施設解釈第三の3(39)	支援施設
	イ 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)を立てているか。また、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害等想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立てているか。また、当該計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は消防法第8条に基づき定められる者に行わせているか。	A・B・C		消防法第8条、第17条の3の3 消防法施行令第6条、第7条、第10条、第12条、第21条、第23条	
	ウ 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当するか。 ※要配慮者利用施設に該当するか否か不明な施設については、各市町村防災担当課へ確認の上、回答してください。			消防法施行規則第3条、第31条の6	
	(1) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内	該当・非該当		消防庁告示第9号	
	(2) 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内	該当・非該当		水防法第15条の3	
	(エ～カは要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)			土砂災害防止法第8条の2	
	エ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画を作成しているか。	A・B・C			
	オ 作成した計画は市町村担当部局へ報告しているか。	A・B・C			
	カ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。	A・B・C			
	キ 非常災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知しているか。	A・B・C			
	ク 日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力を得られるような体制作りを行っているか。	A・B・C			
	ケ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	A・B・C			

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
17 身体拘束等の禁止 ※相談系、就労定着、自立生活は回答不要	<p>ア 利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>イ やむを得ず身体拘束等を実施するときは、組織として決定し、個別支援計画に拘束態様、時間、理由を記載しているか。</p> <p>ウ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族への説明を行うとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。</p> <p>エ 身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録しているか。 (身体拘束の具体的な内容) ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表5	<p>事業条例第36条の2 事業解釈第三の3(26)</p> <p>施設条例第53条 施設解釈第三の3(43)</p> <p>虐待防止の手引き</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)</p> <p>支援施設</p>
18 従業者等による障害者虐待	<p>ア 従事者は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置及び経済的虐待等の「障害者福祉施設従業者等による障害者虐待」を行っていないか。</p> <p>イ 虐待を防止するため、従業者の人権意識と知識・技術の向上、苦情解決制度の活用、サービス評価などの利用、成年後見制度の活用等に取り組んでいるか。</p> <p>ウ 従業者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表5	<p>障害者虐待防止法第三章 虐待防止の手引き 障発第1020001号</p>	<p>全て</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
20 会計の区分 ※療養介護は回答不要	当該指定障害福祉サービスの事業会計と、その他の事業会計を区分しているか。	A・B・C		施設条例第60条 施設解釈第三の3(50) 相談省令第37条 相談解釈第二の2(32) 計画省令第29条 計画解釈第二の2(26) 児相談省令第29条 児相談解釈第二の2(26) 事業条例第42条 事業解釈第三の3(32)	支援施設 地域移行、地域定着 計画相談 障害児相談 上記以外
21 記録の整備	利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 (計画相談支援、障害児相談支援については特に) ・利用計画及び利用計画案 ・アセスメントの記録 ・サービス担当者会議等の記録 ・モニタリングの記録	A・B・C		事業条例第43条 事業解釈第三の3(32) 事業条例第77条 事業解釈第四の3(23) 事業条例第158条 事業解釈第九の3(4) 事業条例第194条の11 事業解釈第十三の3(6) 施設条例第61条 施設解釈第三の3(56) 相談省令第38条 相談解釈第二の2(33) 計画省令第30条 計画解釈第二の2(27) 児相談省令第30条 児相談解釈第二の2(27)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、短期入所 療養介護、生活介護、機能訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部) 生活訓練 就労定着、自立生活 支援施設 地域移行、地域定着 計画相談 障害児相談
22 変更の届出	指定障害福祉サービス事業者等は、指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、同省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	A・B・C		(下記以外) 障害者総合支援法第46条第1項 障害者総合支援法施行規則第34条の23 (施設入所支援) 障害者総合支援法第46条第3項 障害者総合支援法施行規則第34条の26	全て

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
23 給付費等の算定及び取扱い	<p>ア 給付費等は、報酬告示及び留意事項通知に基づき、適切に算定しているか。</p> <p>イ サービス費の算定に当たって、厚生労働大臣が定める基準に該当する減算事項が認められた場合は、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>ウ 各種加算の算定に当たり、報酬告示及び留意事項通知に支援内容の記録を求められているものは、適切に記録しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表4	<p>(下記以外)</p> <p>平18厚労告523 平18留意事項通知1031001 (指定相談支援) 平24厚労告124 平18留意事項通知1031001 (計画相談支援) 平24厚労告125 平18留意事項通知1031001 (障害児相談支援) 平24厚労告126 平24留意事項通知0330</p>	全て
24 協力医療機関等 ※ 訪問・相談系、療養介護、就労定着、自立生活は回答不要 ※イ：共同生活援助、障害者支援施設のみ回答	<p>ア 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>イ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。(定めていない場合、これに代わる代替措置を講じているか。)</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>事業条例第93条 基準解釈第五の3(10)</p> <p>事業条例第200条の4 事業解釈第十五の3(11)</p> <p>施設条例第51条 施設解釈第三の3(41)</p>	<p>生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型</p> <p>共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)</p> <p>支援施設</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
25 利用者預り金の取扱い状況 ※利用者の金品（通帳、印鑑、現金等）を事業者が預かり管理している場合は回答	利用者預り金について		別表5	平18福第1983号	全て
	ア 預り金規程は整備されているか。	A・B・C			
	イ 入所者等と施設との間で契約（合意）を書面により取り交わしているか。	A・B・C			
	ウ 預り金の形態は、預貯金通帳、これに係る印鑑及びやむを得ず現金を保管する場合の現金としているか。	A・B・C			
	エ 預り金に係る個人別出納台帳を作成しているか。	A・B・C			
	オ 預り金額は原則「日常生活上必要となる最小限のもの」としているか。	A・B・C			
	カ 通帳は個人別となっているか。	A・B・C			
	キ 通帳及び印鑑管理について				
	① 通帳と印鑑の管理者を分けているか。	A・B・C			
	② 通帳と印鑑は各々別の場所で鍵のかかる保管庫等に保管されているか。	A・B・C			
	ク 施設長等の管理責任者による例月点検を実施しているか。 また、その記録を残しているか。	A・B・C A・B・C			
	ケ 親族等への収支報告等				
	① 親族等への収支報告を四半期に1回以上行っているか。 また、その記録を残しているか。	A・B・C A・B・C			
	② 親族等への収支報告を行った際には、親族等からその内容を確認した旨の書類を徴しているか。	A・B・C			
③ 親族等の収支状況の閲覧は随時可能となっているか。	A・B・C				
コ 措置費、介護給付費及び保険給付の対象となっている費用など、本来施設等が負担すべきものに預り金を充てていないか。	A・B・C				
サ 金銭の入金・出金					
① 入所者又は親族等から金銭を預かり、通帳に入金する際には、入金伝票等により処理しているか。	A・B・C				
② 入所者又は親族等の依頼により、通帳から金銭を出金する際には、出金伝票等により処理しているか。	A・B・C				
③ 金銭の授受にあたっては受領印を押印の上、受領書の受け渡しを行っているか。	A・B・C				
④ 金銭を預かる際及び引き渡す際には、複数の職員が立ち会っているか。	A・B・C				
シ 遺留金品がある場合、遺族等へ引き渡しは適切に行われているか。	A・B・C				
26 家族会等の会計管理の状況	家族会等の会計を管理している場合、その管理について適切に行われているか。	A・B・C			全て
第2 前回実地指導指摘事項の改善状況	前回の実地指導で改善状況報告書の提出を要する指摘又は改善状況報告書の提出を要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A・B・C	別表7		

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
(個別部分) 計画相談支援 障害児相談支援					
項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	
第3 人員に関する基準					
1 従業者 相談支援専門員	<p>ア 相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を置いているか。 業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>イ 相談支援専門員の員数は、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準としているか。 ※ 計画相談支援と障害児相談支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の数を含む</p> <p>ウ 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしているか。</p>	A・B・C	別表1 別表2	相談省令第3条 相談解釈第二の1(1) 児相談省令第3条 児相談解釈第二の1(1)	
2 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 管理上支障がない場合は、当該指定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	A・B・C		相談省令第4条 相談解釈第二の1(2) 児相談省令第4条 児相談解釈第二の1(2)	
第4 運営に関する基準					
1 具体的取扱方針 (サービス利用支援の方針)	<p>管理者は、相談支援専門員に、サービス等（障害児支援）利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。また、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>イ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>ウ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	A・B・C	別表8	相談省令第15条 相談解釈第二の2(11) 児相談省令第15条 児相談解釈第二の2(11)	

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令	対象サービス
(クは計画相談のみ回答)	エ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。	A・B・C			
	オ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。	A・B・C			
	カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	A・B・C			
	キ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	A・B・C			
	ク 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。	A・B・C			
	ケ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	A・B・C			
	コ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	A・B・C			
	サ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	A・B・C			
	シ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	A・B・C			

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令	対象サービス
(指定継続サービス利用支援の方針)	ス 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。	A・B・C			
	セ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。	A・B・C			
	ソ ② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。	A・B・C			
	タ アからクまで及びサからスまでの規定は、アに規定するサービス等利用計画の変更を行う際も準用して行っているか。	A・B・C			
	チ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	A・B・C			
	ツ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	A・B・C			
2 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	A・B・C		計画省令第16条 計画解釈第二の2(12) 児相談省令第16条 児相談解釈第二の2(12)	
3 契約内容の報告	利用計画を作成したときは、その写しを市町村に遅滞なく提出しているか。 モニタリング結果についても以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告しているか。 ・支給決定の更新や変更が必要となる場合 ・対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合	A・B・C		計画省令第6条 計画解釈第二の2(2) 児計画省令第6条 児計画解釈第二の2(2)	
4 計画相談支援費の算定	計画相談支援の提供に当たっては、以下の基準のいずれかを満たさない場合、所定単位数を算定しないこととしているか。 ・アセスメント、モニタリングに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等 ・計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意 ・計画案及び計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付 ・サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取	A・B・C		平18留意事項通知 1031001 第四 平24留意事項通知0330 第四の1(1)	

指定障害福祉サービス事業等事前提出資料 令和3年度報酬改定等に伴う新規事項チェックシート

※全サービス提出

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
(共通部分)					
第1 運営に関する基準					
1 衛生管理等 ※令和6年3月31日 までは努力義務	ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	A・B・C		事業条例第35条 事業解釈第三の3(24)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活
	イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	A・B・C		事業条例73条 事業解釈第四の3(20)	療養介護
	ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	A・B・C		事業条例92条 事業解釈第五の3(9)	生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、短期入所、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)
	※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。			施設条例第50条 施設解釈第三の3(40)	支援施設
				相談省令第30条 相談解釈第二の2(25)	地域移行支援、地域定着支援
				計画省令第22条 計画解釈第二の2(19)	計画相談
				児相談省令第22条 児相談解釈第二の2(19)	障害児相談
2 勤務体制の確保等	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	A・B・C		事業条例第34条 事業解釈第三の3(22)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活
	※講ずべき措置の具体的内容について			事業条例第70条 事業解釈第四の3(17)	療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型
	① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。			施設条例第47条 施設解釈第三の3(36)	支援施設
	② 相談・苦情に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。			事業条例第200条 事業解釈第十五の3(8)	共同生活、共同生活(日中)
				相談省令第28条 相談解釈第二の2(22)	地域移行、地域定着
				計画省令第20条 計画解釈第二の2(16)	計画相談
				児相談省令第20条 児相談解釈第二の2(16)	障害児相談

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
3 業務継続計画の策定 ※令和6年3月31日までは努力義務	ア 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 イ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	A・B・C A・B・C A・B・C		事業条例第34条の2 事業解釈第三の3(23) 施設条例第47条の2 施設解釈第三の3(37) 相談省令第28条の2 相談解釈第二の2(23) 計画省令第20条の2 計画解釈第二の2(17) 児相談省令第20条の2 児相談解釈第二の2(17)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部) 支援施設 地域移行、地域定着 計画相談 障害児相談
4 身体拘束等の禁止 ※相談系、就労定着、自立生活は回答不要	ア 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ウ 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を年1回以上実施しているか。 ※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。	A・B・C A・B・C A・B・C		事業条例第36条の2 事業解釈第三の3(26) 施設条例第53条 施設解釈第三の3(43)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部) 支援施設

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
5 虐待の防止	<p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施しているか。</p> <p>ウ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>事業条例第41条の2 事業解釈第三の3(31)</p> <p>施設条例第54条の2 施設解釈第三の3(49)</p> <p>相談省令第36条の2 相談解釈第二の2(31)</p> <p>計画省令第28条の2 計画解釈第二の2(25)</p> <p>児相談省令第28条の2 児相談解釈第二の2(25)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>
6 運営規程	<p>次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>「虐待の防止のための措置に関する事項」について</p> <p>利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるよう、下記事項等の必要な措置を運営規程に定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること。 	<p>A・B・C</p>		<p>事業条例第32条 事業解釈第三の3(20)</p> <p>事業条例第69条 事業解釈第四の3(16)</p> <p>事業条例第184条の2 事業解釈第十一の3(9)</p> <p>事業条例第91条 事業解釈第五の3(8)</p> <p>事業条例第194条の10 事業解釈第十三の3(5)</p> <p>事業条例第199条の3 事業解釈第十五の3(7)</p> <p>事業条例第201条の19 事業解釈第十五の5(3)</p> <p>施設条例第46条 施設解釈第三の3(35)</p> <p>相談省令第27条 相談解釈第二の2(21)</p> <p>計画省令第19条 計画解釈第二の2(15)</p> <p>児相談省令第19条 児相談解釈第二の2(15)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護</p> <p>療養介護</p> <p>就労A型</p> <p>生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労B型</p> <p>就労定着、自立生活</p> <p>共同生活、共同生活(日中)</p> <p>共同生活(外部)</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
(個別部分) 計画相談支援 障害児相談支援					
1 人員に関する基準 従たる事業所を設置する場合における特例	指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合において、主たる事業所及び従たる事業所の従業員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員となっているか。	A・B・C		相談省令第4条の2 相談解釈第二の1(3) 児相談省令第4条の2 児相談解釈第二の1(3)	

【別表1】

○ 職員の状況

(資料作成日現在)

職種	氏名	業務に必要な資格 (研修の受講)等		経験年数(当年度4月1日現在)				常勤・ 非常勤 の別	専従・ 兼務 の別	兼務先事業所 (職名)	直近月の勤務状況 (平成 年 月分)			備考
				現事業所経験		就任(就職) 年月日	勤務 年数				他の社会 福祉事業 の 経験年数	合計	当該 事業所	
		名称	取得(修了) 年月日	年	年									
※記載例 生活支援員	○○ ○○	社会福祉士	H30.4.1	H29.4.1	3	10	常勤 非常勤	専従 兼務	就労B・△△作業所 (生活支援員)	160	80	80		
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			H . . .	H . . .			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
合計	名													

- (注) 1 事業所職員全員について記入すること(非常勤職員、登録ヘルパー等サービス提供している者全員について記入すること)。
 2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみ記入すること。
 3 「業務に関連する資格等」は、指定基準(人員基準)上必要とされる資格の取得(研修の受講)状況等について記入すること。
 4 「経験年数」の「現事業所経験」は、現事業形態の指定を受け、当該事業の職員として就任(就職)した日からの年数を記入すること。(月・日単位の端数は切り捨てて記入。)
 5 「直近月の勤務状況」は、本資料作成日の直前月の勤務状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月の状況で可。)
 6 「直近月の勤務状況」について、事務員・調理員等、指定基準に定める以外の職員で、兼務の状況を書きにくい場合は合計時間の記入のみで可。

【別表3】

1 職員研修の実施状況

(1) 施設内（法人内）研修

開催年月日	研修名（主な内容）	講師（講演者）名	参加人数（人）

(2) 施設外（法人外）研修

開催年月日	研修名（主な内容）	主催者名	参加人数（人）	開催地

- (注) 1 前年度の状況を記入すること。
 2 「研修名（主な内容）」は、研修名では内容が推測できないような場合に、研修名の後に主な内容を記入すること。
 3 「開催地」は、「〇〇県（県内の場合は不要）△△市」まで記入すること。

2 定例会議等の開催状況

会議名	実施頻度（単独開催の場合は実施月）	参集対象	記録の有無	主な内容
※記載例 職員会議	月1回	全職員	有 無	〇〇について
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	

(注) 前年度の状況を記入すること。

【別表4】

利用料等の状況

(1) 介護給付費・訓練等給付費（加算のみ）の請求状況

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数（件）											
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
請求件数：計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 本資料作成日の過去1年間の請求実績（サービス種別、加算名称及び請求件数）について下記の記入例を参考に記入すること。
 （請求事務等の都合により前月分を書きにくい場合は、前々月から1年間の状況で可。
 なお、過去1年間に実績がない場合は空欄とすること。）
- 2 「請求件数」について、一月に一人の利用者に対して同一の指定サービスを（「居宅介護」のみなど）複数回提供し
 それに伴い加算（初回加算のみなど）要件を満たすサービスを複数回提供しても1件とカウントすること。（延べ件数ではない。）
 ただし、一月に異なる指定サービス（「居宅介護」と「行動援護」の併用など）の提供にあわせ各種加算要件を満たす
 サービスをそれぞれ提供した場合は、それぞれ1件とカウントすること。

(記入例)

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数(件)											
		令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月
生活介護	欠席時対応加算		1	1	1	1	1		2		1		1
	食事提供体制加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	送迎加算								2	2	2	2	2
施設入所支援	入院・外泊時加算		2			1		2	2	2	1	1	1
請求件数：計		1	4	2	2	3	2	3	7	5	5	4	5

(2) 障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほかに利用者から支払いを受ける費用の状況

	費用の名称
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

- (注) 1 本資料作成日現在の状況を記入すること。
 なお、現在支払いを受けておらず実績がない場合は「該当無し」とすること。
 2 介護給付費・訓練等給付費によって賄われるもの以外で利用者から支払いを受ける費用について、その名称(例：食材料費、日用品費など)を記入すること。
 3 費用が6種類以上ある場合は、代表的なもの上位6つを記入すること。

【別表5】

別表5-1 苦情解決の仕組み等の状況

(1) 苦情解決の仕組み (資料作成日現在)

	設置の有無	職・氏名 等	
苦情受付担当者	有・無	職	氏名
苦情解決責任者	有・無	職	氏名
第三者委員	有・無	役職 (法人評議員・民生委員等)	氏名
苦情解決のための要領（マニュアル）の整備			有・無

(2) 苦情解決仕組みの周知方法 (資料作成日現在)

窓口等への掲示	有・無	会報等への掲載	有・無	契約締結時の説明	有・無
その他 (具体的に)					

(3) 苦情解決結果の公表方法 (資料作成日現在)

事業報告書への掲載	有・無	会報等への掲載	有・無
その他 (具体的に)			

別表5-2 従業員による虐待防止に向けた取組の状況 (前年度実績)

・どのような体制（例：責任者や委員会の設置等）を整備しているか。
・どのような取組（例：研修の実施、マニュアル整備等）を行っているか。

別表5-3 事故等の発生状況

(前年度分)

発生年月日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録等の有無	
			記録	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無

(注) 1 人身事故、財物事故を伴わない無断外出は除く。

2 「事故等の内容・原因」、「再発防止策」は簡潔に記入すること。

3 記載しきれない場合は別紙とすること。

別表 5-4 入所者預り金の状況

(直近月末の状況)

預り金の有無		預り金の管理方法		
有・無		通帳 ・ 現金 ・ その他 ()		
入所者数	預り人数	預り金総額	個人別	
			最高額	最低額
人	人	円	円	円
通帳管理保管責任者 職・氏名		通帳保管場所		
印鑑管理保管責任者 職・氏名		印鑑保管場所		
①管理の方法及び入所者または親族等への手交方法等				
②現金を保管する場合の保管方法等				

(注) 1 入所者の所持金を管理している場合についてすべてを記入すること。

2 「管理の方法及び入所者又は親族等への手交方法等」

及び「現金を保管する場合の保管方法等」は簡潔に記入すること。

【別表6】

○ 介護給付費・訓練等給付費請求先市町村の状況

昨年度に介護給付費・訓練等給付費を請求した市町村に○印を付けてください。

20市				10町村								
1 新潟市		9 見附市		17 佐渡市		北蒲原郡		三島郡		刈羽郡		
2 長岡市		10 村上市		18 魚沼市		21 聖籠町		25 出雲崎町		28 刈羽村		
3 三条市		11 燕市		19 南魚沼市		西蒲原郡		南魚沼郡		岩船郡		
4 柏崎市		12 糸魚川市		20 胎内市		22 弥彦村		26 湯沢町		29 関川村		
5 新発田市		13 妙高市				南蒲原郡		中魚沼郡		30 粟島浦村		
6 小千谷市		14 五泉市				23 田上町		27 津南町				
7 加茂市		15 上越市				東蒲原郡						
8 十日町市		16 阿賀野市				24 阿賀町						
										市町村数計		0

【別表 7】

○ 前回実地指導の指摘事項の改善状況

区 分	指 摘 事 項	改 善 状 況
施設運営管理に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
入所者処遇の確保に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
会計事務に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
組織運営・人事管理等に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	

(注) 記入しきれない場合は別紙とすること。

【別表8】

計画相談支援、障害児相談支援事業者のみ作成

○ 支援対象者の一覧表 (実地指導実施月の前々月の利用支援費及び継続利用支援費を請求している支援対象者について記載すること。)

番号	氏名	年齢	性別	障害支援区分(直近)	要介護度(直近)	モニタリング期間(直近)	居宅等訪問日(アセスメント、モニタリング)(直近)	計画案作成年月日(直近)	支給決定日(直近)	サービス担当者会議開催年月日(直近)	計画案の説明同意(直近)	上限額管理加算の有無	介護(予防)支援費重複減算の有無	担当相談支援専門員
(例)	新○太○	74	女	2	介4(支2)	R1.5.30~R1.11.30	R1.5.7	R1.5.10	R1.5.20	R1.5.30	R1.5.30	○	○	新潟花子
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														

※1 利用者名簿等既存の資料がある場合は、当該資料(コピー等)により代用しても差し支えない(ただし、上記の項目を満たさない場合は、手書き等により追記すること。)

※2 氏名は「N.T」や「新○太○」などとし、実地指導説明時に、事業所職員が該当者を特定できるように記号化すること。

※3 欄が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

※4 介護(予防)支援費重複減算の有無については、実地指導実施月の前々月から過去1年間に、介護(予防)支援費重複減算を行った場合は「○」を記入すること。